

計算書類に対する注記（養護老人ホーム 幸寿園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

- ・無形固定資産

定額法を採用している。

（2）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金を退職給付引当金として計上している。

2. 重要な会計方針の変更

- ・適用する会計基準を、平成23年基準(平成23年雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号)から、平成28年基準(平成28年厚生労働省令第79号)に変更する。

3. 採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

（1）養護老人ホーム幸寿園拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（㊸））

養護老人ホーム幸寿園拠点（社会福祉事業）

養護老人ホーム幸寿園

特定入居者生活介護

生計困難者に対する相談支援事業

（3）拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（㊸））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本）	20,153,785	0	0	20,153,785
建物（基本）	312,004,496	0	7,067,363	304,937,133
合 計	332,158,281	0	7,067,363	325,090,918

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高

基本財産			
建物（基本）	392,631,330	87,694,197	304,937,133
小計	392,631,330	87,694,197	304,937,133
その他の固定資産			
構築物	3,846,600	1,513,468	2,333,132
車輛運搬具	3,160,040	3,160,038	2
器具及び備品	7,835,808	5,555,923	2,279,885
小計	14,842,448	10,229,429	4,613,019
合計	407,473,778	97,923,626	309,550,152

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし